

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

[基本的な考え方]

当社において、コーポレートガバナンスの目的は、継続的に企業価値を高めていくためのものとの認識に立ち、適時適切な情報開示によって透明性を確保できるよう、経営の監視が適切に機能するよう努めてまいります。

また、当社は、ステークホルダーとの約束を守り信頼されることによって企業価値を高めることができると考えております。

[基本方針]

(1)株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう環境整備を行います。また、少数株主や外国人株主の権利行使についても平等性の確保に配慮いたします。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、様々なステークホルダーとの適切な協働を図り、これらステークホルダーの立場を尊重し、社会・環境問題等に取り組んでまいります。

(3)適切な情報開示と透明性の確保

当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報を適時開示することはもちろんのこと、非財務情報についてもニュースリリースやホームページ等で情報開示いたします。

(4)取締役会等の責務

当社の取締役会は、事前に取締役会資料を配付し、必要に応じて補足説明などを加え、独立社外取締役2名が独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する監督をしております。また、社外監査役2名を含む監査役会は、独立社外取締役2名とも定期的に会合を持ち、取締役会において経営陣に対して意見を述べております。このように株主に対する受託者責任を果たせる体制になっております。

(5)株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会での対話だけでなく、株主との個別の対話にも対応しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

[原則1-2 株主総会における権利行使]

補充原則1-2-4

当社は今後、株主構成を考慮し、議決権行使の電子行使について検討いたします。

[原則4-2 取締役会の役割・責務(2) 及び 補充原則4-2-1]

当社における業務を執行する取締役は、会社が持続的な成長をするために必要な提案をしております。社外取締役は、その提案について客観的な立場から積極的に意見を述べ、充分な審議をしたうえで、取締役会で決議しております。なお、経営陣の報酬については、インセンティブ報酬体系は採用しておりません。当社は、目標達成の義務感がインセンティブになっており、実質的なインセンティブは効いていると判断しております。今後は、必要に応じてインセンティブ報酬体系を考慮いたします。

[4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

補充原則4-11-3

当社の取締役会は、社外取締役および社外監査役から積極的に意見が出されており、取締役会の実効性は保たれていると考えております。なお、今後は年に1回、社外取締役から意見をいただくことによって取締役会の実効性を更に高めていきます。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]

[原則1-4 いわゆる政策保有株式]

当社は、企業価値を持続的に向上させるために、中長期的な観点から関係を強化したい企業の株式について、当社取締役会の承認を得て投資しております。

議決権行使については、当社の企業価値向上の観点から議案ごとに判断し議決権を行使いたします。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社は、取締役の利益相反取引については取締役会の承認事項になっております。また、毎年、関連当事者間の取引の有無について確認しております。

[原則3-1 情報開示の充実]

当社は、経営理念として社是・社訓があります。経営戦略や経営計画は、機密事項にならないものについては情報開示します。

コーポレートガバナンスに関する基本方針は、このコーポレートガバナンス報告書に記載しています。

取締役の報酬は株主総会で決められた総枠の範囲内で、会社の業績ならびに各取締役の職責および成果を勘案して代表取締役が原案を作成し、社外取締役に事前説明し了承を得た上で、取締役会で承認することとしております。

代表取締役が取締役、監査役の候補者を指名し、社外取締役に説明し了承を得た上で、取締役会で承認することとしております。

取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明は、株主総会招集通知に選任の説明を記載することとしております。

[原則4-1 取締役会の役割・責務(1)]
補充原則4-1-1
取締役会の決議項目は取締役会規程で定めております。また、代表取締役や経営陣に対する委任の範囲は取締役会で決定し、具体的な決裁手続きは決裁稟議規程に定めており、規定の遵守について取締役会で随時確認しております。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]
当社は、弁護士および公認会計士である独立社外取締役を2名選任しており、中長期的な観点から会社が持続的に成長し企業価値を高めることができるよう、ご発言をいただいております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]
当社は、独立社外取締役は会社との取引関係や利害関係がなく、かつ、弁護士や公認会計士など企業価値向上のために客観的な判断ができる方を選任することとしております。

[原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]
補充原則4-11-1
取締役会は、取締役の知識・経験・能力を勘案し候補者を選任しております。取締役候補者の経歴等については、株主総会招集通知と有価証券報告書に記載しております。

補充原則4-11-2
取締役・監査役における他の会社の役員との兼任状況については、株主総会招集ご通知および有価証券報告書に記載しております。他の会社との兼任状況は合理的な範囲であり、役割・責任を果たすために必要な時間は確保できていると判断しております。

補充原則4-11-3
当社の取締役会は、社外取締役および社外監査役から積極的に意見が出されており、取締役会の実効性は保たれていると考えております。なお、今後は年に1回、社外取締役から意見をいただくことによって取締役会の実効性を更に高めていきます。

[原則4-14 取締役・監査役のトレーニング]
補充原則4-14-2
当社は、新任取締役については、取締役として備えておくべき知識の修得と責任や自覚等についての研修を受講しております。社外取締役については、当社グループの工場に案内して自社製品と製造ラインを知っていただくことによって、より適切な経営判断が可能な基礎情報を提供しております。また、時世の変化に対応するため必要に応じて外部から講師を招いて研修を行っております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]
株主総会では、必要な説明をするとともに、株主からの質問にも誠意をもって回答しております。また、投資家向けの決算説明会の開催や、スモールミーティング、個別取材を通じて株主との対話を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社日器	6,624,864	30.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (リテール信託口)	1,284,800	5.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	809,700	3.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	809,400	3.71
御器谷 俊雄	647,937	2.97
高田 洋子	646,042	2.96
御器谷 春子	644,064	2.95
株式会社三菱東京UFJ銀行	596,758	2.73
有限会社ミキヤコーポレーション	565,094	2.59
日東工器株式会社	555,693	2.54

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	株式会社日器 (非上場)

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中川 康生	弁護士											
小見山 満	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川 康生	○	中川・山川法律事務所・弁護士 高橋カーテンウォール工業株式会社社外 監査役 Leading Resorts Development 特定目的 会社社外取締役	企業法務に関する弁護士としての経験と専門 知識を有しており、法律専門家としての客観的 立場から当社の経営に対する適切な監督行っ ていただけるものと判断し、独立役員として選 任しております。
小見山 満	○	小見山公認会計士事務所所長・公認会計 士 税理士法人麻布パートナーズ総括代表社 員	公認会計士として豊富な経験と専門知識を有 しており、主にコーポレート・ガバナンスの観点 から有益なアドバイスをいただけるものと判断 し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

[監査役関係]

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、監査に必要な情報交換を行っております。
・社長の直轄部門として監査室を設置し、各部門における業務の遂行が社内規程に違反していないか、専任者2名が内部監査を実施しております。
・監査役は、取締役会やその他の重要な会議に出席し、経営の監視をすると共に、監査室と連携して各部門の監査を実施し、不正行為の監視を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
辻 輝彦	税理士													
加々美 博久	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻 輝彦	○	----	税理士としての税務・会計の経験・見識があり、客観的かつ中立的な立場からの経営チェック機能の充実に図るために選任しております。
加々美 博久	○	加々美法律事務所所長・弁護士 ウエルシアホールディングス株式会社社外監査役 株式会社ビー・エム・エル社外監査役	弁護士として法的な経験・見識があり、客観的かつ中立的な立場からの経営チェック機能の充実に図るために選任しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	4名
---------------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社における独立役員の独立性の判断基準

1. 当社は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を独立性の判断基準とする。
2. 独立性判断の補足事項を以下に定める。
 - (1) 業務執行者とは、取締役、執行役、執行役員、その他の使用人等をいう。
 - (2) 当社グループを主要な取引先とする者とは、その取引先の連結売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社グループから受けた取引先をいう。
 - (3) 当社グループの主要な取引先とは、当社の連結売上高の2%又は1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社グループに行っている取引先をいう。
 - (4) 多額の金銭とは、年間1千万円を超える場合をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については見直しを検討中です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年3月期の有価証券報告書で開示しております。

1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数
取締役(社外取締役を除く。)に対する報酬等の総額 261百万円 9名
監査役(社外監査役を除く。)に対する報酬等の総額 18百万円 1名
社外役員に対する報酬等の総額 51百万円 4名
2. 役員ごとの報酬等の総額等
報酬額等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役をサポートする担当者は設置しておりませんが、担当者設置の要請があれば設置することとしています。また、重要な事項については社外取締役および社外監査役に事前説明をしています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
-----	-----	-----	-----	-----	-----

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

更新

0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社としての企業統治体制をとっております。

取締役は現在11名で、そのうち2名が社外取締役であります。取締役会は月1回定時取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の意思決定を行っております。社外取締役は、取締役会およびその他の重要な会議に随時出席し、情報収集をすると共に経営の牽制機能を果たしております。

監査役会は現在3名で構成され、そのうち2名が社外監査役であります。監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の任務遂行について厳正な監視を行っております。また、監査役は、各取締役、会計監査人、監査室（内部監査）と連携・情報収集を行い、そこで収集した監査に必要な情報をもとに監査役会を開催し、必要に応じて経営改善のためのアドバイス等の措置をとっております。

取締役候補者は取締役会で指名し、定時株主総会で正式に承認を得ております。取締役の任期は1年とし、毎年株主の信任を得ております。

監査役候補者は、取締役会が指名し、監査役会の承認を経て、定時株主総会で正式に承認を得ております。

取締役・監査役の報酬につきましては、総枠を定時株主総会で承認を得て、個別の報酬額については、取締役は取締役会、監査役は監査役会で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、経営の監視が有効に機能しておりますので、この企業統治体制を継続いたします。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約2週間前までに発送していますが、当社ホームページ上では発送日前に掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しています。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および株主総会参考書類のみ英訳し、Web開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に1度、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、月次販売実績、適時開示資料、各種プレスリリース、有価証券報告書などをホームページに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室ならびに担当役員が対応しています。	
その他	アナリスト・機関投資家との個別の取材対応を行っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO推進部を中心に当社グループ会社を含めた環境保全活動を実施しています。 環境への影響の少ない製品の開発・生産・企業活動をしており、製品含有化学物質マネジメントの構築やグリーン調達基準を設定しています。 CSR活動では、地域の清掃、子供たちへの環境教育、森林の手入れなどを行っています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を次のように定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、取締役会規程をはじめ職務権限規程、決裁・稟議規程等、取締役に係る諸規程に基づき取締役の職務を執行し、コンプライアンス体制の確立を図る体制とする。
- (2) 取締役は、関係会社管理規程及びグループ共有規定に基づき、国内子会社及び海外子会社の職務執行を監視する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存し、管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制委員会傘下に分野別の委員会を設置し、内部統制規程、コンプライアンス規程、安全保障輸出管理規程、危機管理規程、および各委員会関連細則に則ったリスク管理体制とする。なお、有事の際には社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応により損害の拡大を防止し、損失の影響を最小限に留める体制とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回開催し、重要事項について審議・決定を行うとともに、経営会議規程に基づき、原則週1回の経営会議を開催し必要事項を審議・決定することにより、取締役の職務の執行を効率的かつ機動的に行う体制とする。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人は職務権限規程、業務分掌規程、決裁・稟議規程、就業規則等に従って職務を執行し、法令および定款に適合することを確保するためにコンプライアンス体制を確立するものとする。また、内部監査規程に基づき監査室による監査を行う体制とする。

6. 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、経営企画室が国内子会社及び海外子会社を統轄して企業集団のコンプライアンス及びリスクの管理を推進する体制とする。

(1) 当社子会社の取締役または当該子会社の統轄部署の部門長は、経営会議規程に基づき開催される経営会議で月1回子会社の営業成績、財務・経理、人事、その他の経営上の重要事項を報告する体制とする。

(2) 国内子会社及び海外子会社の個別リスクは、関係会社管理規程、内部統制規程、危機管理規程等で定められた担当部門がリスクを網羅的・統括的に管理します。また、内部統制規程、コンプライアンス規程、安全保障輸出管理規程、危機管理規程、及び各委員会関連細則を国内子会社の取締役及び管理職並びに海外子会社の日本人責任者は関係者に周知徹底する。

(3) 当社は、中期経営計画規程に基づき中期経営計画を策定し、さらに計画を期毎に具体化するため事業計画を策定し当社グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。

(4) 当社は、職務権限規程、業務分掌規程、決裁・稟議規程、関係会社管理規程で指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め子会社にこれに準拠した体制を構築する。

(5) 当社グループは、内部通報規程で当社グループの役員及び使用人がグループ内及び社外（弁護士）の通報窓口へ直接通報を行うことができる体制とする。

さらに、子会社が、当社からの経営指導内容、または、当社との取引条件について不当と認めた場合は、関係会社管理規程に基づきその旨を当社監査室に報告できる体制とする。

7. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、専任で監査役付を置くことができる。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を監査役付として配置する場合は、取締役からの独立性を確保するため、その人事・指揮命令系統等については監査役が決定する。

9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会及び経営会議等で決議・報告される業務執行に関する重要事項を監査役に報告します。また、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査や内部通報の実施状況及びその結果、業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに監査役に報告する体制とする。

10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ内に周知徹底する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役との定期的な意見交換会を設定する。また、必要に応じて、外部の弁護士・税理士・公認会計士等専門家の助言を得ることができる体制とする。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、いかなる反社会的勢力とも関係を持たず、当社グループの取締役および全従業員は、反社会的勢力の利用、資金提供、協力、加担など一切の関わりをもたないことを宣言します。反社会的勢力による不当要求が発生した場合の統括部門を総務部とし、その責任者は総務部長とします。総務部は、所轄警察署や専門機関と連携し、反社会的勢力排除活動を積極的に推進しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

